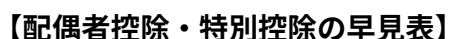


平成15年度の税制改正により、配偶者特別控除のうち控除対象配偶者(合計所得金額38万円以下の配偶者)について配偶者控除に上乗せして適用される部分は廃止されます。

(平成16年12月の年末調整から、または平成17年3月確定申告から適用)

②の調整部分（103万円を超え141万円未満）は今まで通り継続します。



改正後は配偶者の給与収入が
ゼ口円〜105万円まで
一律38万円の控除となる

110万円以上～115万円未満	31万円	31万円		31万円	31万円
115万円以上～120万円未満	26万円	26万円		26万円	26万円
120万円以上～125万円未満	21万円	21万円		21万円	21万円
125万円以上～130万円未満	16万円	16万円		16万円	16万円
130万円以上～135万円未満	11万円	11万円		11万円	11万円
135万円以上～140万円未満	6万円	6万円		6万円	6万円
140万円以上～141万円未満	3万円	3万円		3万円	3万円

今まで通り